

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月17日
【発行者名】	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 井野 好男
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【事務連絡者氏名】	アールジェイ・インベストメント株式会社 財務管理部長 松尾 真次
【電話番号】	03-5510-8886
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券に係る投資 法人の名称】	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券の形態及び 金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 3,419,072,832円 売価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 191,580,000円
	(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる 価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額と は異なります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月22日提出の有価証券届出書（同年3月10日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、平成29年3月17日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(1 3) 引受け等の概要

(1 5) 手取金の使途

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数

(4) 売出価額の総額

(5) 売出価格

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

39,140口

(注1) 平成29年2月22日（水）開催の本投資法人の役員会において決議された公募による新投資口発行（以下「一般募集」といいます。）の発行投資口数39,140口のうちの一部分が、海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における国内募集に係る投資口数（以下「国内募集投資口数」といいます。）の上限であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売投資口数」といいます。）は、未定です。国内募集投資口数及び海外販売投資口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の発行価格等決定日に決定されます。なお、海外販売投資口数は、一般募集に係る発行投資口数の半数未満とします。

海外販売の内容につきましては、平成29年2月22日付臨時報告書、仮条件提示日（平成29年3月10日（金））に提出された臨時報告書の訂正報告書及び後記「(13) 引受け等の概要」に記載の発行価格等決定日に提出される臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

(注2) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が指定先（後記「(16) その他（へ）」に定義します。）から2,060口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、後記「(16) その他（へ）」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<訂正後>

38,336口

(注1) 平成29年2月22日（水）開催の本投資法人の役員会において決議された公募による新投資口発行（以下「一般募集」といいます。）の発行投資口数39,140口のうちの一部分が、海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されます。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、国内募集に係る投資口数（以下「国内募集投資口数」といいます。）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売投資口数」といいます。）は、804口です。

海外販売の内容につきましては、平成29年2月22日付臨時報告書、仮条件提示日（平成29年3月10日（金））に提出された臨時報告書の訂正報告書及び後記「(13) 引受け等の概要」に記載の発行価格等決定日に提出された臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

(注2) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が指定先（後記「(16) その他（へ）」に定義します。）から借り入れる本投資口2,060口（ただし、かかる貸借は、後記「(16) その他（へ）」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）

います。)を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

3,528,314,440円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人(以下「引受人」といいます。)の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における、国内募集投資口数の上限に係る見込額です。

<訂正後>

3,419,072,832円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人(以下「引受人」といいます。)の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、国内募集投資口数に係るものです。

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める有価証券上場規程施行規則第1509条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。)により決定します。

(注2) 発行価格の仮条件は、93,000円以上95,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価しうる範囲内で決定しました。

(注3) 投資家は、本投資口の買付けの申込みに先立ち、平成29年3月13日(月)から平成29年3月16日(木)までの間、引受人に対して、上記仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。引受人は、当該仮条件に基づく需要の申込みの受付にあたり、本投資口が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

(注4) 発行価格及び発行価額(引受価額)は、上記仮条件による需要状況、上場(売買開始)日(後記「(16) その他(二)」をご参照ください。)までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価しうる範囲内で、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の発行価格等決定日に決定する予定です。

(注5) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注6) 販売に当たっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の

流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の価格で需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

<訂正後>

1口当たり93,000円

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1509条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

(注2) 発行価格の決定に当たっては、発行価格の仮条件（93,000円以上95,000円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブック・ビルディングを実施しました。

当該ブック・ビルディングの状況については、

①申告された総需要投資口数は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数を十分に上回る状況にあったこと

②申告された総需要件数が十分であったこと

が特徴でした。

上記ブック・ビルディングの結果、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、インフラファンド市場を含むマーケット環境及び上場（売買開始）日（後記「(16) その他 (二)」をご参照ください。）までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、発行価格を93,000円と決定しました。

なお、発行価額（引受価額）は89,187円と決定しました。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注4) 販売に当たっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の価格で需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注3)及び(注4)の全文削除並びに(注5)及び(注6)の番号変更

(13) 【引受け等の概要】

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成29年3月17日（金）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
合 計	—	39,140口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているアールジェイ・インベストメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）上の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 主幹事会社は、S M B C 日興証券株式会社です。

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計数は、発行価格等決定日に決定します。なお、引受投資口数の合計数は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における、国内募集投資口数の上限に係るものです。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成29年3月17日（金）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）（1口当たり89,187円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり93,000円）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり3,813円）とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>35,267口</u>
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>1,917口</u>
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	<u>384口</u>
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	<u>384口</u>
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	<u>384口</u>
合 計	—	<u>38,336口</u>

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているアールジェイ・インベストメント株式会社
(以下「本資産運用会社」といいます。)は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しま
す。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品
取引法」といいます。)上の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがありま
す。

(注3) 主幹事会社は、SMBC日興証券株式会社です。

(注4) 引受投資口数の合計数は、国内募集投資口数に係るものです。

(15) 【手取金の使途】

<訂正前>

国内募集における手取金(3,528,314,440円)については、海外販売の手取金(未定)と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)による新投資口発行の手取金上限(185,700,760円)については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。なお、国内募集における手取金は、国内募集投資口数の上限に係るものです。

<訂正後>

国内募集における手取金(3,419,072,832円)については、海外販売の手取金(71,706,348円)と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)による新投資口発行の手取金上限(183,725,220円)については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

2,060口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が指定先から2,060口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、前記「1 募集内国投資証券 (16) その他 (へ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

2,060口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口2,060口（ただし、かかる貸借は、前記「1 募集内国投資証券 (16) その他 (へ)」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。

(後略)

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

193,640,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

191,580,000円

(注) の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり93,000円

(注) の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が指定先から2,060口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、前記「第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券（16） その他（へ）」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,060口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（後略）

<訂正後>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が指定先から借り入れる本投資口2,060口（ただし、かかる貸借は、前記「第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券（16） その他（へ）」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資口のうち、560口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（後略）